第三者加害行為現状 (結果) 報告書

地方公務員災害補償基金千葉県支部長 様

年 月 日

被災職員 所 属

氏 名

報告者氏名

(被災職員と同一の場合記入不要)

(MACINA CIRL V 物口配八个琴)
年 月 日付けで認定を受けた(公務・通勤)災害に対する損害賠償請求等の状況を下記のとおり報告します。

0)	とおり報告し	します。										
1	認定番号		2 災害発生 年 月 日	年	月	日 3	3 治 ゆ 年月日		年	月	日	
,	相手方の 住所・氏名・ 生年月日		年 月	日生)		で場合 ・属			後遺障 (見込 の有象	<u>(</u>)	有・無	
5												
6	6 治療費の支払状況(報告日現在で、該当する項目に○)											

		己負担の有無 # A パビ床機関係	~		> + - 1	+ Ln /\ a	~ 	1 % LE A	- A.			
・基金が医療機関等に支払い中(済) (基金から自己負担分の支払を受けた場合を含む。) ・加害者が医療機関等に支払い中(済) ・一旦自己負担したが、自賠責保険に被害者請求を行い支払を受けた。 ・一旦自己負担したが、加害者から返却された。												
		・その他(-0)	
有 ・全額負担している。 ・一部負担している。												
		組合員証使用の有無	产以6月月7、2~四人	(-1-2-III)	. F. fmt.	`						
7	・無・有(医療機関から還付された場合は「無」)											
7 受領した損害賠償の状況 ③ 損害賠償額内訳 ① 受領年月日 年 月 日 項 目									金	額	i	
	② 損害賠	音償支払者		(A)	(1)	治療費			-11-4	H/	円	
		・加害者の ・加害者の ・表の他		(2)	通院交	通費				円		
・自賠責保険会社・その他((3)	後遺障	害の逸失利	益			円	
*		: した事案で、示談締結 こついては、当該部分に	主	(4)	死亡の	逸失利益				円		
	基金支部あ	額	(5)	慰謝料					円			
		i償の請求権の時効に留 こうな場合は、基金支部		(6)	休業損	 害				円		
		、ソな場合は、基金文部 「おくことが必要です。	利1百	(7)	物件損	 害				円		
					その他)			円		
					総	額					円	
			(F	(B) 過失相殺額 (%) *						円		
					受領した損害賠償の額(A)-(B) 円							
									口			
- 1	⇒ = 1 2 × 20	中央といってしょかはよ	1-									

上記のとおり相違ないことを認めます。

年 月 日

所属長職・氏名

示談とは、一般的に、加害者が被害者に対して損害賠償として一定額の支払いを約し、被害者側はその一定額の支払いを受けることで満足し、それ以上の賠償については、以後被害者側に一切請求しないという当事者間の合意のことです。

通常、最終的な示談は治ゆするか、後遺症の程度が明らかになった時点で結ばれ、また、原則として、示談は一旦締結されると双方を拘束するため、示談締結に際しては慎重に行うことが必要です。

なお、地方公務員災害補償法第59条の規定により、基金は行った補償額の範囲内であなたが相手方に対して有する損害賠償権を取得し、あるいは、あなたが相手方から受けた損害賠償額の範囲内で補償について免責されることとなります。

つきましては、求償免責事務の参考とするため、以下の事項について回答ください。

1	災害に	おける過失	 も割合についてのあ	なたの意見						
		·	<u>%</u>		<u>%</u>					
	その)埋田:								
2	示談未締結の理由(該当する項目に○を付し、回答してください。) ・相手方と交渉中									
	交渉経過を以下に記載してください。 ・相手方が交渉に応じないため									
		年月日	交渉の相手方							
	交									
	涉									
	経									
	過									
	* 2	交渉の相手	方 会社名(部 所 在	名)						
			担当者		(電話)					
		方が不明の								
			ド不明のため 判断した理由:							
			が取れないため							
	相	手方への選	基絡状況:							
	 •相手	 方に資力が	ぶないと認められる	 ため						
	資	力がないと	:判断した理由:							
	・その 具	他 :体的に:								